

市民農園の整備に関する基本方針

—— 奈良県 ——

平成3年10月15日

奈良県告示第328号

第1 市民農園の整備の基本的な方向

- 1 国民の自由時間の増大、余暇活動の内容の個性化・多様化に伴い、野菜や花を育て、土と親しむ場及び農作業の体験の機会の場合に対する需要が高まっており、奈良県においても市民農園の整備の促進が必要となっています。

都市地域においては、市街化の進展等により緑が減少してきており、防災機能や良好な環境形成機能を有するオープンスペースの創出が求められていることから、都市公園等を補完する緑地機能を有するものとして市民農園の整備の促進を図ります。

農村地域においては、都市と農村の交流を通じた地域の活性化及び農地の有効利用が求められていることから、このような課題に対応するため、市民農園の整備の促進を図ります。

- 2 市民農園の整備に際しては、都市地域と農村地域とでは市民農園に対するニーズ及び整備の内容も異なるので、それぞれの特性に応じ、市民農園に対する多様な需要にこたえられるよう、計画的に整備を行います。
- 3 市民農園の整備は、都市計画、農業振興地域整備計画等との調和が保たれたものでなければなりません。

第2 市民農園としての整備すべき区域の設定に関する事項

市民農園区域は、市民農園整備促進法（平成2年法律第44号）第4条第1項各号に規定する要件に該当する区域の中から次の事項を考慮して指定します。

1 市民農園区域の規模

優良な市民農園の整備を行うという市民農園整備促進法の趣旨から、園路、休憩施設等の施設の整備を効率的に行える程度の規模とする必要があり、利用者の状況、付近の施設の整備状況等を考慮し、地域の実情に応じて弾力的に判断すること。

2 立地条件

次の要件を満たす区域であって、農地所有者の土地利用に関する意向、農業関連事業の実施状況、予想される利用者の数等からみて、区域内における市民農園の開設及びその円滑な運営が見込まれるものであること。

- (1) 道路の整備状況からみて、利用者が容易に到達できると認められること。
- (2) 用水の確保が容易であること。

- (3) 土地利用の状況等を考慮し、適正かつ合理的な土地利用に支障を及ぼさないと認められること。

3 農業との調整

農業との土地利用の調整を図るため、地域の農用地の保有・利用の現況及び将来の見通し、農業者の農業経営に関する意向等からみて、周辺の農用地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を及ぼさないような位置に指定すること。例えば、集团的農用地を利用して市民農園区域を指定する場合には、その集団性を失わせたり、土地利用の混在を招かないよう適正な営農条件の確保に配慮すること。

農用地区域内において市民農園区域を指定しようとする場合は、その周辺部において指定する等十分配慮すること。

また、地域の農地の賦存量、予想される利用者の数等からみて、著しく過大な面積を指定しないこと。

4 都市計画との調整

- (1) 道路、下水道等の都市施設の整備及び市街地開発事業並びに合理的な土地利用に支障を及ぼさないようにすること。
- (2) 都市計画との調整は、市民農園の開設についても行うこと。

第3 市民農園施設の設置その他の市民農園の整備に関する事項

市民農園の整備に当たっては、次の事項を考慮して行います。

- 1 市民農園であることを示す標識等を設置するとともに、必要に応じ生垣により周囲を囲い、農用地の保全を図り、都市住民等のレクリエーション需要の充足、自然環境の保全に十分配慮し、良好な生活環境の形成にも役立てるように整備すること。
- 2 耕うん、客土を行い、利用者が容易に農作業を行えるように農地を整備すること。特に、水田を利用して野菜等水稲以外の農作物を栽培する場合には、排水等に注意すること。
- 3 農地に区画を設けて利用させる場合は、標識杭、ロープ等により区画の境界を明らかにすること。
- 4 区画を設ける場合は、1区画の大きさをおおむね30平方メートル以上とすること。
- 5 周辺の道路等の整備状況を十分に考慮して、その整備に支障をきたさないようにするとともに、利用者の利便の確保に努めること。
- 6 市民農園の機能を確保するため、原則として、次の市民農園施設を備えるように努めること。

- ・園路
- ・休憩施設
- ・便所
- ・手洗場、水飲場その他の給排水施設
- ・農機具収納施設
- ・ごみ置場
- ・駐車場（駐輪場）

また、必要に応じ、管理施設等の施設を設けることが望ましいこと。

なお、これらの施設の機能を代替できる施設が周辺に存在する場合は、それで代えることができること。

- 7 農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第8条第2項第1号に規定する農用区域においては、市民農園施設の用に供されている土地が同法第10条第3項に規定する農用地利用計画において指定された用途に即して利用されなければならないこと。
- 8 市民農園施設の整備のために農地等の転用を必要とする場合は、「農地転用許可基準」（市街化調整区域において、「市街化調整区域における農地転用許可基準」）に照らして、農地転用の許可の対象とされることが必要であること。
- 9 市民農園及びその周辺道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑化を図り、及び道路の交通に起因する障害を防止するため、良好な道路環境の保全及び交通安全施設の整備に配慮すること。

第4 市民農園の利用条件その他の市民農園の運営に関する事項

市民農園の運営は、次の事項を考慮して行います。

- 1 広報、チラシ、掲示等による一般公募を行い、できるだけ多くの者に市民農園を利用する機会を与えるとともに、利用者の選定については、抽選、先着順等公平かつ適正な方法により行うこと。
- 2 農園や施設の利用料金が著しく高額なものとならないよう配慮すること。
- 3 市民農園の管理が適正に行われるよう、必要に応じ、利用者の守るべき事項等を定めるとともに、農作物の栽培、農園の管理等に携わる指導員を配慮する等の運営体制を整備すること。
- 4 農作物の調理講習会、交換会及び展示会の開催等により、市民農園の利用者の交流の促進を図るとともに、利用者による農園利用組合等の組織育成に努め、農業に対する理解と地元農業者等との交流が図られるよう配慮すること。

第5 その他必要な事項

市民農園の整備を円滑に実施するため、次の支援措置に努めます。

- 1 資金の確保、あっせん等
- 2 認定開設者に対する技術、運営等に関する指導
- 3 市民農園に関する普及啓発活動等
- 4 市民農園の整備・運営に関する組織・団体の育成
- 5 既存補助事業等の積極的な活用